

●香川県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年6月19日から同年7月9日まで一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 造田滝宮線（185号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町炭所東字不動谷 1436番2地先 (詳細な区間は、関係図面で示す)	8.9~9.6	42	令和8年6月19日付け香川県告示第126号で変更した区域の全て

- 4 供用開始の期日 令和8年6月19日